

伊東市セミセルフレジ導入業務仕様書

標記業務の仕様については下記のとおりとする。

1 業務内容

- (1) 市民課、課税課、会計課及び一部の出張所に導入するPOSレジ端末及びキャッシュレス決済導入に伴って必要となる機器の調達及び初期設定・設置業務
- (2) 導入後の指定納付受託業務
- (3) 導入機器の職員研修
- (4) 保守対応

2 設置箇所及びPOSレジ端末、キャッシュレス決済端末設置台数

- (1) 伊東市役所庁舎高層棟1階市民課窓口 1台
- (2) 伊東市役所庁舎高層棟1階会計課窓口 1台
- (3) 伊東市役所庁舎高層棟2階課税課窓口 1台
- (4) 伊東市役所宇佐美出張所窓口 1台
- (5) 伊東市役所対島出張所窓口 1台
- (6) 伊東市役所荻出張所窓口 1台

3 納入期限、契約期間等

- (1) POSレジ端末、キャッシュレス決済端末及び必要機器の納入設置期限
令和8年9月30日（水）（初期設定を含む。）
なお、市民課、課税課、会計課及び一部の出張所への設置スケジュールについては、
当市と受託者と協議の上、決定する。
- (2) 指定納付受託業務の契約期間
令和8年10月1日（木）から令和9年3月31日（水）まで
- (3) 保守業務の契約期間
令和8年10月1日（木）から令和9年3月31日（水）まで

4 調達機器及び初期設定費用等

調達機器は当市の買い取りとし、見積額にはこれらの費用を含めること。

(1) POSレジ端末の仕様等

ア セミセルフレジとは、合計金額を算出するまでの入力を職員が行い、確定した合計金額を窓口利用者（以下「来庁者」という。）自身が自動釣銭機で支払うことができるものをいう。

イ POSシステムを有し、また各種集計（月別・日別、収納科目別、決済種類、金額集計を想定）、データの蓄積機能を備えていること。

ウ 各導入窓口で入金した情報の各種集計については、簡単な操作で確認でき、CS

V等でデータ出力ができる仕組みを提案し、各窓口及び全体の集計がとれること。

なお、各種集計情報の確認は、業務中及び業務終了後等、時間指定して対応できるものであること。

エ 蓄積するデータについては、取引データは5年以上、操作ログは2年以上保管できるものとする。

オ レシート発行及びレシート印字部の一部編集が可能で、納付方法により「領収書」又は「利用明細書」の文言変更が自動化できること。

カ POSレジ端末と連動した自動釣銭機を準備すること。なお、対応する貨幣については商品仕様として提示を求める。

キ ディスプレイは職員側と来庁者側にそれぞれあるものとし、来庁者に向けたディスプレイ（カスタマディスプレイ）に支払額、投入金額、釣銭が表示されること。

ク タッチパネル仕様等のカスタマイズが可能であること。

ケ キャッシュレス決済不可の手数料等については、キャッシュレス決済を受け付けないためのシステム上の機能を有することが望ましい。ただし、その機能を有しない場合は、運用上の工夫により、現金のみでの収納となるような提案を行うこと。

コ レシートの収納者名の変更が可能であること。

サ レシートには市章等の表示が可能であること。

シ 通信障害等のオフライン時であっても、レジ機能が使え、現金等での取引が継続できること。

ス POSシステム及びPOSレジ端末OSに係る修正プログラムの適用やセキュリティ等のバージョンアップについては、別途協議すること。

セ POSシステムは、クレジットカード、電子マネー、QR決済に対応すべく、キャッシュレス決済端末と連動可能な機能を有し、バーコード及びQRコードの読み込みが可能であるリーダーを整備すること。

ソ POSレジ端末は、現金、クレジットカード、QRコード、電子マネーの取扱いが可能であり、売掛金管理ができるものとする。

(2) キャッシュレス決済端末の仕様等

ア クレジットカード決済、電子マネー決済及びコード決済が可能であること。

イ プライバシーに配慮したものであること。

ウ 提示されたクレジットカード等の信用照会は、即時与信が可能であること。

エ カード決済承認番号が即時取得可能であること。

オ クレジットカード情報及び取得情報を保護するために、国際ペイメントブランド5社が共同で策定したクレジット業界におけるグローバルセキュリティ基準（PCI DSSの現行基準）に準拠するクレジット情報非保持型の機種であること。

カ キャッシュレス決済データは、その日のうちに当日分のデータが集計され、確認ができること。

キ 決済誤り等発生時に返金に係る取消処理等が容易に行えること。

ク クレジットカード等の支払方法については、一括払のみ可能とすること。

ケ キャッシュレス決済端末は、全て同一機種とすること。

(3) ネットワーク環境設定

ア POSレジ端末及びキャッシュレス決済端末は、原則として本市が用意するインターネット回線（静岡県自治体情報セキュリティクラウド）を使用すること。

イ 本市が用意するインターネット回線が使用できない場合は、通信先の通信要件を提出すること。

ウ セットアップ及び関連する機器との接続を行うこと。

エ 導入時の設定内容等については、本市と調整の上決定し、事業者の定める品質管理規定等に基づき動作確認の上、本市へ引き渡すものとする。

5 指定納付受託について

(1) 指定納付受託業務の対象となる収入

戸籍に関する証明書等交付手数料、住民基本台帳に関する証明書等交付手数料、印鑑登録に関する証明書等交付手数料、自動車臨時運行許可申請手数料、租税公課に関する証明手数料、斎場等使用料、課税資料の閲覧手数料、その他の証明書交付手数料等（以下この項において「交付手数料」という。）。

(2) 指定納付受託業務の種類

キャッシュレス決済事業者が、地方自治法第231条の2の3第1項に規定による本市の指定納付受託者となること。なお、納付方法は、納入義務者等に代わり立替払をする「立替払方式」とする。

(3) 指定納付受託業務の方法

ア キャッシュレス決済の立替金については、毎月末日を締め日として集計し、翌月末日までに本市が指定する口座に納付するものとする。ただし、月単位の入金サイクルの対応ができない場合は、できる限り少ない入金サイクルを提案すること。

イ 納付する際の振込手数料は、指定納付受託者が負担すること。

ウ 立替金の明細書を作成し、納付日の2週間前までに提出すること。

エ 立替払をした交付手数料については、毎月末日を締め日として集計し、翌月末日までに、当該交付手数料に決済手数料率を乗じて得た金額を、キャッシュレス決済手数料として明細を添えて本市に請求するものとする。ただし、この対応ができない場合は、別途、提案をすること。

オ 立替金、キャッシュレス決済手数料ともに、金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

カ キャッシュレス決済手数料は、社会通念上相当と認められる程度の利率とする。

(4) 利用可能な決済サービス・ブランドについて

下記アからウまでの決済サービス及び各ブランドは必須とし、そのほかの決済サービス、ブランド及び納付受託事務に係る決済手数料率については提案によるものとする。また、キャッシュレス決済による支払が可能であることを示すアクセプタンスマークを受託者の負担により掲示すること。

ア クレジットカード：4種類以上（VISA、Mastercard、JCB、アメリカン・エキスプレス）

イ 電子マネー：5種類以上（Suica、PASMO、WAON、nanaco、R Edy）

ウ コード決済：4種類以上（PayPay、d払い、au Pay、R Pay）

(5) キャッシュレス決済事業者の共同提案について

POSレジ端末設置事業者とキャッシュレス決済事業者が異なる場合は、共同で企画提案を行うこととする。

(6) その他

決済ブランドの追加等の将来的な機能追加については、都度提案すること。また、各決済ブランドの利用について必要な登録手続を代行すること。

6 研修

(1) 研修

ア 機器等の操作研修については、実機を用いて実施すること。

イ 実施スケジュールについては、当市の指定する期間で行うこと。

ウ 実施方法については、受託者と協議の上、決定すること。

(2) 操作マニュアル

POSレジ端末及びキャッシュレス決済端末の操作マニュアル、加えて、障害発生時の対応マニュアル等を提供すること。また、操作マニュアルは常に最新のものを提供すること。記載内容、媒体及び納品方法については、当市と調整の上、決定すること。

7 保守対応

(1) 開庁時（休日及び時間外開庁含む。）の障害発生時は、各機器の障害対応について直ちに行える体制を整備し、窓口業務への影響が最小限になるよう対応すること。

(2) 機器の修理等に時間を要する場合は、代替機を無償で用意すること。

(3) 事故、災害等の緊急事態が発生した場合を想定し、本サービスの提供に支障を来すことがないように十分な対応及び緊急時の体制を整備し、開庁時間に電話対応ができること、必要な場合は1時間以内に現地対応ができること。

8 納入・設置

(1) 納入する機器は、新品であること。

(2) 設置箇所を事前に調査し、納品する機器一式の寸法等を踏まえ、設置場所の実情等に応じた方法で設置すること。なお、設置台等が必要である場合は、設置費用に含めること。また、納入・設置作業を行うに当たり、作業計画書を作成し、提出すること。

(3) 搬入作業中に庁舎内の備品等を破損した場合は、受託者の責任において、現状に復旧させること。また、養生を十分に行い、既存施設を損なうことのないようにすること。

(4) 設置機器の転倒・転落防止措置、盗難防止措置が十分に図られること。

(5) 設置に当たり、コンセントの新設やLANケーブル等が必要な場合は、設置費用に含めること。

(6) 設置に当たり、必要に応じて設置場所のレイアウト変更対応を行うこと。

- (7) 来庁者に対してキャッシュレス決済での支払が可能であることを案内するポスター・ポップ等を用意すること。

9 守秘義務の遵守

- (1) 本サービスを提供する上で知り得た秘密に対する守秘義務を遵守すること。この守秘義務は、契約終了後も課されるものであり、従事する者が離職した場合も同様に遵守させること。
- (2) 当市が提供する一切のデータ、資料等を本サービス提供以外の目的で使用、複写、複製又は第三者に提供してはならない。

10 その他

- (1) 受託者は、業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守すること。
- (2) 導入時の各種設定内容、設置については、当市と調整の上、実施すること。
- (3) 受託者は、予期せぬ事態が生じたときは、速やかに当市に報告し、指示を仰ぐこと。
- (4) 本仕様書に示すもののほか、運用方法や拡張性等、将来的に当市にとって有益な提案がある場合は、積極的に提案すること。
- (5) 受託者は、本サービス提供に係る業務の処理を他に委託してはならない。ただし、業務の一部について事前に申請し、当市の承諾を得た場合には、この限りでない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、当市と受託者で協議の上、決定する。